○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県美作市下庄町字鍋谷一一六〇の一、一二六〇の六から一一六〇の一〇まで、一一六〇の一三、一二六一の一から一一六一の三まで、一一六二の一、一一六二の三、一一六八の一一、一一六八の一三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百四十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＨＷ	141315	くろせ	平成23. 3. 11
７ＪＩＢ	141327	びぎん	23. 3. 2
７ＪＩＦ	141332	ＨＥＲＣＵＬＥＳ ＬＥＡＤＥＲ	23. 3. 1
７ＪＩＮ	141357	ＳＨＩＮＲＹＯ ＭＡＲＵ	23. 3. 4
７ＪＩＱ	141361	のぼる	23. 3. 2
７ＪＩＵ	141376	ＳＥＫＩＹＯ	23. 3. 10
７ＪＪＡ	141398	ＳＯＵＴＨＥＲＮ ＣＲＯＳＳ ＲＥＡＭ	23. 3. 3
ＪＤ3121	141335	平成丸	23. 3. 9
ＪＤ3123	141338	久留里丸	23. 3. 25
ＪＤ3130	141350	万葉	23. 3. 15
ＪＤ3147	141375	第三喜入丸	23. 3. 16
ＪＤ3148	141377	きたぐも	23. 3. 4
ＪＤ3154	141383	第八十一大栄丸	23. 3. 8
ＪＤ3156	141387	豊徳丸	23. 3. 4
ＪＤ3159	141389	第八十一萬漁丸	23. 3. 2
ＪＤ3164	141397	第15泰勢丸	23. 3. 10
ＪＤ3165	141399	公龍丸	23. 3. 28
ＪＤ3171	141409	第十二大師丸	23. 3. 14
ＪＤ3176	141414	フェリーひさか	23. 3. 9
ＪＤ3177	141415	新海宝	23. 3. 14
ＪＤ3180	141418	日興丸	23. 3. 4
ＪＤ3182	141420	盛昭丸	23. 3. 17
ＪＤ3189	141435	晴柘丸	23. 3. 17
ＪＤ3190	141437	早絆丸	23. 3. 23
ＪＤ3193	141440	りゅうせい	23. 3. 11
ＪＤ3194	141441	栄徳丸	23. 3. 23
ＪＤ3195	141442	東隆丸	23. 3. 22
ＪＤ3196	141443	awalineきらら	23. 3. 30
ＪＤ3203	141449	寿扇丸	23. 3. 18

○国土交通省告示第四百四十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
８ＪＩＦ	113709	第十二海工丸	平成23. 3. 9
ＪＥＩＣ	131601	いしかり	23. 3. 23
ＪＦＶＶ	128744	愛宕山丸	23. 3. 18
ＪＨＦＭ	128497	かなえ	23. 3. 16
ＪＫＨＴ	130776	もろね	23. 3. 25
ＪＭＥＲ	130182	健隆丸	23. 3. 29
ＪＥ2811	123194	第二永祥丸	23. 3. 28
ＪＦ2149	120099	ぶーげんびりあ	23. 3. 30
ＪＧ3101	112740	第23三興丸	23. 3. 7
ＪＧ4471	126872	つくば	23. 3. 28
ＪＧ5703	137177	ＰＡＳＴＩＭＥ３	23. 3. 28
ＪＨ2988	127584	阪陽丸	23. 3. 4
ＪＪ2800	112610	進光丸	23. 3. 2
ＪＫ3942	120407	第三青丸	23. 3. 9
ＪＫ5020	131754	香奈丸	23. 3. 14
ＪＫ5202	132559	第六栄宝丸	23. 3. 29
ＪＫ5353	134100	久吉丸	23. 3. 31
ＪＬ5974	131440	第十二戎丸	23. 3. 8
ＪＬ6049	132931	第八三榮丸	23. 3. 18
ＪＬ6100	132990	第十二照宝丸	23. 3. 15
ＪＬ6408	135086	第三智勝丸	23. 3. 4
ＪＭ4464	120569	西山丸	23. 3. 31
ＪＭ4975	124885	第二十八進漁丸	23. 3. 3
ＪＭ5604	129388	第五えるびい丸	23. 3. 11
ＪＭ5675	130510	第八栄勝丸	23. 3. 17
ＪＭ6222	133522	八起丸	23. 3. 18

○国土交通省告示第四百四十三号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A03131105	平成15. 8. 6	127175	クリスタルオブザシー

○国土交通省告示第四百四十四号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
5308	平成11. 3. 18	126414	第六十八開運丸

○近畿厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十三年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月二日

近畿厚生局長　安達　一彦

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構松籟荘病院	独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター	奈良県大和郡山市

○九州厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十三年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月二日

九州厚生局長　南野　肇

変更前の名称	変更後の名称	所在地
九州大学病院別府先進医療センター	九州大学病院別府病院	大分県別府市

○防衛省告示第百四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年五月二日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月十六日から同月二十日及び同月二十三日から同月二十七日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の㋐から㋔までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋔の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

㋑　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

㋒　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

㋓　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

航空機四機

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。